



青森県報

号外第八十九号

平成十三年十月二十四日(水曜日)

目次

公 告

○河川整備基本方針の公表	(河川砂防課)	一
○右	同	(九
○右	同	(七
○右	同	(五
○右	同	(三
○右	同	(一
○右	同	(五

公 告

河川整備基本方針の公表

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条第一項の規定により二級河川堤川水系に関する河川整備基本方針を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公表する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

河川整備基本方針の公表

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定により二級河川新城川水系に関する河川整備基本方針を次のとおり定めただので、同条第五項の規定により公表する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

河川整備基本方針の公表

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定により二級河川五戸川水系に関する河川整備基本方針を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公表する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

河川整備基本方針の公表

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定により二級河川田名部川水系に関する河川整備基本方針を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公表する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

河川整備基本方針の公表

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定により二級河川奥戸川水系に関する河川整備基本方針を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公表する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

河川整備基本方針の公表

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定により二級河川磯崎川水系に関する河川整備基本方針を次のとおり定めただので、同条第五項の規定により公表する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

河川整備基本方針の公表

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定により二級河川中
村川水系に関する河川整備基本方針を次のとおり定めたので、同条第五項の規定によ
り公表する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木 村 守 男